

学校法人豊南学園  
役員及び評議員の報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人豊南学園（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態であるものをいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、会議出席日当その他役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。  
この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 評議員の報酬等とは、1号評議員である法人職員以外の評議員に支給する会議出席日当をいう。
- (6) 費用とは、役員及び評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬、会議出席日当
- (3) 評議員 会議出席日当

(報酬等の額の算定額)

第4条 常勤の役員に対する報酬は別表第1に定める額とする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬は別表第2に定める額とする。
- 3 非常勤の役員及び評議員に対する会議出席日当は別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬の支給時期は毎月25日とする。ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支給する。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する会議出席日当は、理事会、評議員会または法人が招集する会議等への出席の都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第6条 常勤の役員及び1号評議員が出張した場合には、職員に適用する旅費規程を準用する。
- 2 非常勤の役員及び1号以外の評議員の交通費は実費を支給する。
  - 3 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の役員が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
  - 3 常勤役員の月の中途における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
  - 4 非常勤役員の報酬計算は月単位とする。

(端数の処理)

- 第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

- 第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

- 第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

- 1 この規程は、令和2年4月1日より施行する。
- 2 この規程の施行の日をもって学校法人豊南学園役員報酬規程（平成16年4月1日施行）は廃止する。

別表第1（常勤の役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 400,000 円
常勤理事	月額 100,000 円
常勤監事	

別表第2（非常勤の役員の報酬）

役職名	報酬の額
非常勤理事	月額 48,000 円
非常勤監事	

別表第3（非常勤の役員及び評議員の会議出席日当）

役職名	会議出席日当
非常勤理事・監事	
評議員 (除、法人職員)	5,000 円